

越谷市土砂の堆積に よる土壌汚染の防止 に関する条例について

条例の概要及び届出等の手引き

令和7年5月26日

環境経済部廃棄物指導課

第1版

目 次

1	土砂の堆積の届出	1
2	汚染された土砂の堆積の禁止	3
3	土壌基準	4
4	堆積に係る土地の汚染調査	5
5	命令	7
6	罰則	7

越谷市土砂の堆積による 土壤汚染の防止に関する条例について

「越谷市土砂の堆積による土壤汚染の防止に関する条例」（以下「条例」といいます。）は、汚染された土砂の堆積を禁止することで、生活環境を保全することを目的としています。

この条例では、土砂の堆積を「埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）」と定義しています。これには、土砂を用いて土地を埋め立てる、盛土を行うといった行為や、ストックヤード等に土砂を堆積する行為が該当します。

Ⅰ 土砂の堆積の届出

（Ⅰ）土砂の堆積の届出

土砂の堆積を行おうとする者は、土砂の堆積に使用する土砂が土壤基準に適合するものであることを証する旨を届け出なければなりません。ただし、土砂の堆積に係る土地の区域(土砂の堆積が一団の土地の区域において行われる場合は、当該一団の土地の区域)の面積が500㎡未満の場合等、次の場合は届出が不要となります。

- ① 土砂の堆積に係る土地の区域(土砂の堆積が一団の土地の区域において行われる場合は、当該一団の土地の区域)の面積が 500 平方メートル未満の土砂の堆積
- ② 土地の造成その他の事業の区域内において行う土砂の堆積で当該事業の区域における土砂のみを用いて行うもの
- ③ 法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるものに係る行為として行う土砂の堆積
〈例〉都市計画法、農地法、建築基準法
- ④ 公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち土砂の堆積による土壤の汚染のおそれがないものとして規則で定めるものに係る土砂の堆積
〈例〉土地改良事業、道路又は河川に関する事業、都市計画事業
- ⑤ 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の堆積
- ⑥ 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂の堆積
- ⑦ その他土砂の堆積による土壤の汚染のおそれがないものとして、下記の
ア～エのもの
ア 運動場の砂利敷きその他の通常の管理行為として、土地の効用を維持

- し、又は高める目的で行う土砂の堆積
- イ 土質改良プラントその他の施設の敷地内において当該施設で化学的に性質を改良した土砂のみを使用して行う土砂の堆積
- ウ 採石法又は砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂（岩石、砂利の採取のために除去した土砂を除く。）のみを使用して行う土砂の堆積
- エ 農地改良の目的で行う土砂の堆積

③の規則で定めるものに係る行為とは、次の行為のことです。

- ① 地方自治法第238条の4第7項の規定による許可
- ② 国有財産法第18条第6項の規定による許可
- ③ 建築基準法第6条第1項の確認（確認済証の交付を受けたものに伴う土砂等の堆積であって、当該敷地内で行われるもの）
- ④ 採石法第33条の認可
- ⑤ 森林法第10条の2第1項又は第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可
- ⑥ 道路法第32条第1項又は第91条第1項の許可及び同法第35条の同意
- ⑦ 農地法第4条第1項第7号又は第5条第1項第6号の届出
- ⑧ 土地区画整理法第76条第1項の許可
- ⑨ 都市公園法第6条第1項（同法第33条第4項において準用する場合を含む。）の許可（同法第9条の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）
- ⑩ 地すべり等防止法第18条第1項の許可及び同法第20第2項の規定による協議
- ⑪ 住宅地区改良法第9条第1項の許可
- ⑫ 河川法第20条の承認及び同法第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項又は第58条の4第1項の許可（同法第95条の規定によりこれらの承認又は許可があったものとみなされる場合を含む。）
- ⑬ 砂利採取法第16条の認可
- ⑭ 都市計画法第29条第1項の許可
- ⑮ 都市再開発法第66条第1項の許可
- ⑯ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の許可及び同条第4項の規定による協議
- ⑰ 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項の許可（同条第8

項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。)

- ⑮ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第7条第1項、第26条第1項又は第67条第1項の許可

(2) 土砂の堆積の届出時の添付書類

土砂の堆積の届出時には土砂の堆積の届出書(第2号様式)に以下の書類を添付し、越谷市廃棄物指導課に提出してください。

- ① 土砂の堆積に係る土地の位置を示す図面(周辺の地図)
- ② 土砂の堆積に係る土地の区域を示す図面(公図)
- ③ 土砂の堆積に係る土地の形状に係る平面図及び断面図
- ④ 土砂の堆積に係る許可等の処分その他の行為に係る許可書その他の書類の写し(ない場合は不要)

〈例〉宅地造成及び特定盛土等規制法、農地法

※このほか、届出者と実際に届出書の提出を行う者が異なる場合は、委任状

(3) 汚染の有無

届出項目「汚染の有無」については、条例第8条第1項ただし書きに規定する確認を受けたとき等、特別な場合を除き、無しの状態での届出が原則です。

(4) その他

次の内容に該当する場合は、環境政策課にお問い合わせください。

- ① 土砂のストックヤード等土砂を堆積する場所の面積が500㎡以上の場合には、大気汚染防止法又は埼玉県生活環境保全条例の粉じん発生施設としての届出が必要です。
- ② 3,000㎡以上の面積の土地について、下記に該当する改変をしようとする場合には、土壌汚染対策法や埼玉県生活環境保全条例に基づく土地の履歴調査及び報告等が必要な場合があります。
 - ア 土地の切り盛り、掘削その他土地の造成
 - イ 建築物その他工作物の建設その他の行為

2 汚染された土砂の堆積の禁止

次頁の土壌基準(溶出量基準、含有量基準のいずれか共に)を満たしていない土砂は堆積が禁止されています。

3 土壌基準

有害物質の種類	溶出量基準	含有量基準
カドミウム及びその化合物	(カドミウム) 0.03mg/ℓ以下	(カドミウム) 45mg/kg以下
六価クロム及びその化合物	(六価クロム) 0.05mg/ℓ以下	(六価クロム) 250mg/kg以下
シアン化合物	検出されないこと	(遊離シアン) 50mg/kg以下
水銀及びその化合物	(水銀) 0.0005mg/ℓ以下 (アルキル水銀) 検出されない	(水銀) 15mg/kg以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	—
セレン及びその化合物	(セレン) 0.01mg/ℓ以下	(セレン) 150mg/kg以下
鉛及びその化合物	(鉛) 0.01mg/ℓ以下	(鉛) 150mg/kg以下
砒素及びその化合物	(砒素) 0.01mg/ℓ以下	(砒素) 150mg/kg以下
ふっ素及びその化合物	(ふっ素) 0.8mg/ℓ以下	(ふっ素) 4,000mg/kg以下
ほう素及びその化合物	(ほう素) 1mg/ℓ以下	(ほう素) 4,000mg/kg以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	—
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	—
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	—
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	—
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	—
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	—
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	—
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—

シ マ ジ ン	0.003mg/ℓ以下	—
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02mg/ℓ以下	—
チ ウ ラ ム	0.006mg/ℓ以下	—
有 機 り ん 化 合 物	検出されないこと	—
ダ イ オ キ シ ン 類	—	1,000pg-TEQ/g以下

 で囲んだ箇所が、本条例で求める汚染調査項目です。ただし、それ以外の項目についても上表の土壤基準（溶出量基準及び含有量基準）に適合しない土砂の堆積は禁止されています。

4 堆積に係る土地の汚染調査

条例第8条第1項の規定による有害物質9物質の土壤含有量調査方法は、土壤汚染対策法に規定する土壤汚染状況調査と同様です。（汚染土壤が存在するおそれが少ないと認められる土地）

（1）汚染調査を実施する機関

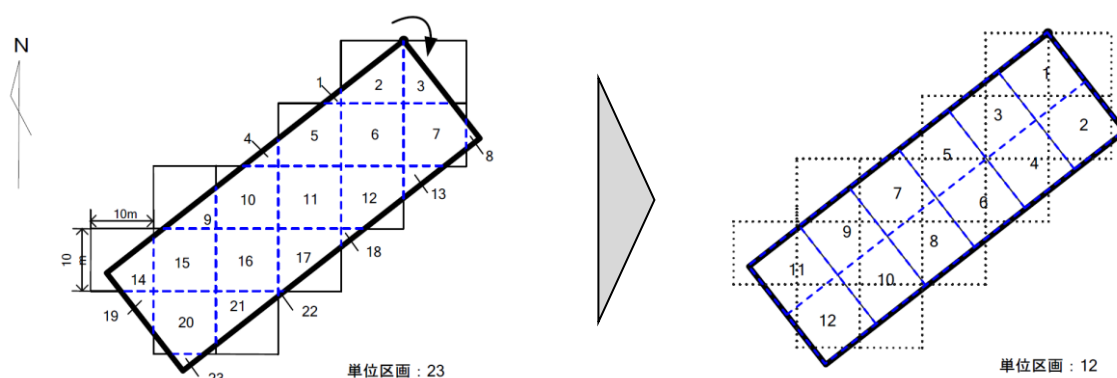
汚染調査は土壤汚染対策法に基づく指定調査機関に依頼します。

（2）調査対象地の区画の方法

調査対象地の最北端（複数ある場合は、そのうち最も東の地点）を起点として、東西南北方向に10m四方の方向の格子状に、調査対象地を区画します。

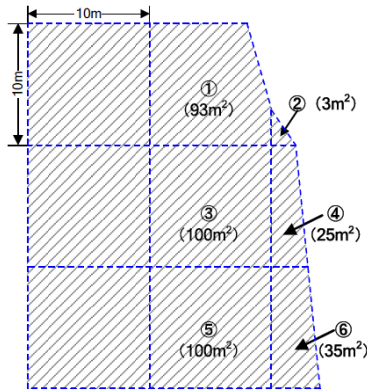
ただし、

- i) 区画数が最も少なくなるように、起点を支点として右に回転させて得られる線により、調査対象地を区画することができます。



I. 10m間隔の格子を回転させた場合の単位区画の設定方法

- ii) 区画された調査対象地（単位区画）であって隣接するものの面積の合計が 130 m^2 を超えないときは、これらの隣接する単位区画を一の単位区画とすることができます。（統合した単位区画の一辺の長さが 20 m を超えてはならない。）

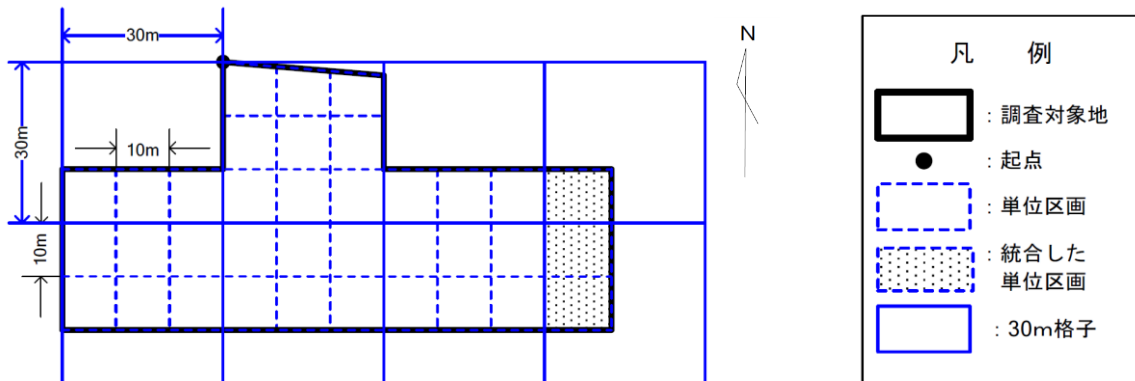


①+②	<	130 m^2	・・・OK
③+④	<	130 m^2	・・・OK
⑤+⑥	>	130 m^2	・・・NG
④+⑥	<	130 m^2	・・・OK
②+③	<	130 m^2	・・・NG (区画の辺で接していない)
②+④+⑥	<	130 m^2	・・・NG (併せた部分を区画する線に垂直に投影した長さが 20 m 超)

Ⅱ. 単位区画の統合の条件

(3) 各単位区画ごとに行う試料採取

900 m^2 単位で試料採取を行うこととし、 30 m 四方の格子状の区画内にある9つの単位区画のうち5つの単位区画の各1地点で試料を採取し、これを混合して1つの試料として測定します（5地点混合法）。



30m 格子の設定方法

(4) 試料の採取地点

試料採取等の対象とされた当該単位区画の中心において、試料の採取を行います。

(5) 試料採取の方法

表層（地表から 5 cm ）の土壌と、 $5\sim 50\text{ cm}$ までの深さの土壌を採取し、2種類の深さの土壌の量が均等になるように混合します。

(6) 測定の方法

平成15年3月6日環境省告示第19号(土壌含有量調査に係る測定方法を定める件)に定める方法により測定します。

※ 試料採取の方法は、表層から50cmまでの土壌を均等に採取する方法でも差し支えありませんが、その場合には、その旨を明示してください。

5 命令

市長は、土壌基準に適合しない土砂が土砂の堆積(条例第6条第1項ただし書の確認を受けたものを除く。)に使用され、又は使用されているおそれがあると認めるときは、土砂の堆積を行っている者又は土砂の堆積に係る工事を請け負った者若しくは工事を行っている者に対し、直ちに当該土砂の堆積を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることが出来ます。

6 罰則

(1) 次に該当する者は、1年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金

汚染された土砂の堆積等を行っている者若しくはその施工主又は確認を受けた土砂の堆積に関する計画に従って土砂の堆積を行っていない者若しくはその施工主に対する措置命令に違反した者

(2) 次のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金

- ① 土砂の堆積の届出若しくは汚染調査に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- ② 報告等の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- ③ 立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(3) (1) (2) の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して罰金刑